電気事業法の一部を改正する法律案　新旧対照条文

（新旧対照条文一覧）
（本則）
○電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）……1
（附則）
○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第十一条関係）……46
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（附則第十二条関係）……48

○電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次	目次
第一章　総則（第一条・第二条）	第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　電気事業	第二章　電気事業
第一節　小売電気事業	第一節　小売電気事業
第一款　事業の登録（第二条の二―第二条の十一）	第一款　事業の登録（第二条の二―第二条の十一）
第二款　業務（第二条の十二―第二条の十七）	第二款　業務（第二条の十二―第二条の十七）
第二節　一般送配電事業	第二節　一般送配電事業
第一款　事業の許可（第三条―第十六条）	第一款　事業の許可（第三条―第十六条）
第二款　業務（第十七条―第二十七条）	第二款　業務（第十七条―第二十七条）
第三款　会計及び財務（第二十七条の二・第二十七条の三）	第三款　会計及び財務（第二十七条の二・第二十七条の三）
第四款　基幹送変電設備整備等計画の認定等（第二十七条の三の二・第二十七条の三の三）	（新設）
第三節　送電事業（第二十七条の四―第二十七条の十二）	第三節　送電事業（第二十七条の四―第二十七条の十二）
第三節の二　配電事業（第二十七条の十二の二―第二十七条の十二の十三）	第三節の二　配電事業（第二十七条の十二の二―第二十七条の十二の十三）
第四節　特定送配電事業（第二十七条の十三―第二十七条の二十六）	第四節　特定送配電事業（第二十七条の十三―第二十七条の二十六）
第五節　発電事業（第二十七条の二十七―第二十七条の二十九の八）	第五節　発電事業（第二十七条の二十七―第二十七条の二十九の六）
第五節の二　特定卸供給事業（第二十七条の三十―第二十七条の三十二）	第五節の二　特定卸供給事業（第二十七条の三十―第二十七条の三十二）

第六節　特定供給（第二十七条の三十三）
第七節　広域的運営
第一款　電気事業者等の相互の協調（第二十八条・第二十八条の二）
第二款　特定自家用電気工作物設置者の届出（第二十八条の三）
第三款　広域的運営推進機関
第一目　総則（第二十八条の四―第二十八条の九）
第二目　会員（第二十八条の十―第二十八条の十二）
第三目　設立（第二十八条の十三―第二十八条の十七）
第四目　管理（第二十八条の十八―第二十八条の三十）
第五目　総会（第二十八条の三十一―第二十八条の三十九）
第六目　業務（第二十八条の四十―第二十八条の五十の四）
第七目　財務及び会計（第二十八条の五十一―第二十八条の五十八）
第八目　監督（第二十八条の五十九）
第九目　雑則（第二十八条の六十）
第四款　供給計画（第二十九条・第三十条）
第五款　災害等への対応（第三十一条―第三十四条）
第六款　電気の使用制限等（第三十四条の二）
第八節　あっせん及び仲裁（第三十五条―第三十七条の二）
第二章の二　電気使用者情報の利用及び提供（第三十七条の三―第三十七条の十二）
第三章　電気工作物

第六節　特定供給（第二十七条の三十三）
第七節　広域的運営
第一款　電気事業者等の相互の協調（第二十八条・第二十八条の二）
第二款　特定自家用電気工作物設置者の届出（第二十八条の三）
第三款　広域的運営推進機関
第一目　総則（第二十八条の四―第二十八条の九）
第二目　会員（第二十八条の十―第二十八条の十二）
第三目　設立（第二十八条の十三―第二十八条の十七）
第四目　管理（第二十八条の十八―第二十八条の三十）
第五目　総会（第二十八条の三十一―第二十八条の三十九）
第六目　業務（第二十八条の四十―第二十八条の五十）
第七目　財務及び会計（第二十八条の五十一―第二十八条の五十八）
第八目　監督（第二十八条の五十九）
第九目　雑則（第二十八条の六十）
第四款　供給計画（第二十九条・第三十条）
第五款　災害等への対応（第三十一条―第三十四条）
第六款　電気の使用制限等（第三十四条の二）
第八節　あっせん及び仲裁（第三十五条―第三十七条の二）
第二章の二　電気使用者情報の利用及び提供（第三十七条の三―第三十七条の十二）
第三章　電気工作物

第一節　定義（第三十八条）
第二節　事業用電気工作物
第一款　技術基準への適合（第三十九条―第四十一条）
第二款　自主的な保安（第四十二条―第四十六条）
第三款　環境影響評価に関する特例（第四十六条の二―第四十六条の二十三）
第四款　工事計画及び検査（第四十七条―第五十五条）
第五款　承継（第五十五条の二）
第六款　認定高度保安実施設置者（第五十五条の三―第五十五条の十三）
第三節　一般用電気工作物（第五十六条―第五十七条の二）
第四章　土地等の使用（第五十八条―第六十六条）
第五章　電力・ガス取引監視等委員会（第六十六条の二―第六十六条の十七）
第六章　登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関
第一節　登録適合性確認機関（第六十七条―第八十条）
第二節　登録安全管理審査機関（第八十条の二―第八十条の六）
第三節　指定試験機関（第八十一条―第八十八条）
第四節　登録調査機関（第八十九条―第九十六条）
第七章　卸電力取引所
第一節　短期卸電力取引所（第九十七条―第九十九条の十四）
第二節　中長期卸電力取引所（第九十九条の十五―第九十九条の十八）

第一節　定義（第三十八条）
第二節　事業用電気工作物
第一款　技術基準への適合（第三十九条―第四十一条）
第二款　自主的な保安（第四十二条―第四十六条）
第三款　環境影響評価に関する特例（第四十六条の二―第四十六条の二十三）
第四款　工事計画及び検査（第四十七条―第五十五条）
第五款　承継（第五十五条の二）
第六款　認定高度保安実施設置者（第五十五条の三―第五十五条の十三）
第三節　一般用電気工作物（第五十六条―第五十七条の二）
第四章　土地等の使用（第五十八条―第六十六条）
第五章　電力・ガス取引監視等委員会（第六十六条の二―第六十六条の十七）
第六章　登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関
第一節　登録適合性確認機関（第六十七条―第八十条）
第二節　登録安全管理審査機関（第八十条の二―第八十条の六）
第三節　指定試験機関（第八十一条―第八十八条）
第四節　登録調査機関（第八十九条―第九十六条）
第七章　卸電力取引所
（新設）
（新設）

第三節　需給調整卸電力取引所（第九十九条の十九―第九十九条の二十二）

第八章　雑則（第百条―第百十四条の二）

第九章　罰則（第百十五条―第百二十九条）

附則

第一章　総則

第一条　（略）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十三　（略）

十四　発電事業　自らが維持し、及び運用する発電等用電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電する事業であつて、その事業の用に供する発電等用電気工作物の出力の合計が一万キロワットを超えない範囲内において経済産業省令で定める出力以上であることその他経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五～十八　（略）

2～4　（略）

第二章　電気事業

（新設）

第八章　雑則（第百条―第百十四条の二）

第九章　罰則（第百十五条―第百二十九条）

附則

第一章　総則

第一条　（略）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十三　（略）

十四　発電事業　自らが維持し、及び運用する発電等用電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電する事業であつて、その事業の用に供する発電等用電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五～十八　（略）

2～4　（略）

第二章　電気事業

第一節　小売電気事業	第一節　小売電気事業
第一款　事業の登録	第一款　事業の登録
第二条の二～第二条の八　（略）	第二条の二～第二条の八　（略）
（登録の取消し）	（登録の取消し）
第二条の九　（略）	第二条の九　（略）
2　経済産業大臣は、小売電気事業者が正当な理由がないのに、第二条の二の登録を受けた日から一年以内に小売電気事業を開始せず、又は一年以上引き続き休止したときは、同条の登録を取り消すことができる。	（新設）
3　第二条の五第二項の規定は、前二項の規定による登録の取消しに準用する。	2　第二条の五第二項の規定は、前項の場合に準用する。
（登録の抹消）	（登録の抹消）
第二条の十　経済産業大臣は、第二条の八第一項若しくは第二項の規定による小売電気事業の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定による登録の取消しをしたときは、当該小売電気事業者の登録を抹消しなければならない。	第二条の十　経済産業大臣は、第二条の八第一項若しくは第二項の規定による小売電気事業の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該小売電気事業者の登録を抹消しなければならない。
第二条の十一　（略）	第二条の十一　（略）
第二節　一般送配電事業	第二節　一般送配電事業

第二款　業務

第十七条～第二十二条の三　（略）

（一般送配電事業者の禁止行為等）

第二十三条　一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報（電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定めるものを除く。）を当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的（第二十七条の二十八の二第一項の協議の用に供する場合にあつては、他の電気供給事業者に関する情報のうち当該他の電気供給事業者が維持し、及び運用する同項に規定する大規模発電等用電気工作物の使用の休止又はその廃止に関する情報を当該協議を適確に行うために利用し、又は提供する目的に限る。）以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二・三　（略）

2～6　（略）

第二款　業務

第十七条～第二十二条の三　（略）

（一般送配電事業者の禁止行為等）

第二十三条　一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報（電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定めるものを除く。）を当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二・三　（略）

2～6　（略）

第二十三条の二～第二十七条　（略）

第三款　会計及び財務

第二十七条の二・第二十七条の三　（略）

第四款　基幹送変電設備整備等計画の認定等

（基幹送変電設備整備等計画の認定）

第二十七条の三の二　送電用の電気工作物であつてその電圧の値が経済産業省令で定める値以上のもの又は当該送電用の電気工作物と電気的に接続される変電用の電気工作物であつてその出力が経済産業省令で定める出力以上のもの（第二十八条の四十八第一項に規定する広域系統整備計画に定められたものを除く。以下「基幹送変電設備」という。）の整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者は、その整備又は更新に関する計画（以下「基幹送変電設備整備等計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　基幹送変電設備整備等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　整備又は更新を実施しようとする基幹送変電設備の設置の場所、その規模その他当該基幹送変電設備に関する事項

二　基幹送変電設備の整備又は更新の実施期間

三　基幹送変電設備の整備又は更新の実施体制

四　基幹送変電設備の整備又は更新の実施に必要な資金の額、

第二十三条の二～第二十七条　（略）

第三款　会計及び財務

第二十七条の二・第二十七条の三　（略）

（新設）

（新設）

調達方法及び負担の方法

五　基幹送変電設備の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果

六　前各号に掲げるもののほか、基幹送変電設備の整備又は更新の実施に関し必要な事項

3　経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る基幹送変電設備整備等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　基幹送変電設備整備等計画に基づき実施しようとする基幹送変電設備の整備又は更新が、当該申請に係る一般送配電事業者がその事業の用に供する電線路の容量を一定の値以上増加させるものであることその他の経済産業省令で定める要件に適合するものであること。

二　基幹送変電設備整備等計画の実施期間、実施体制その他の事項が当該基幹送変電設備整備等計画を確実に遂行するために適切なものであること。

（認定を受けた基幹送変電設備整備等計画の変更等）

第二十七条の三の三　前条第一項の認定を受けた者（以下この条及び第二十八条の四十第一項第九号において「認定一般送配電事業者」という。）は、当該認定に係る基幹送変電設備整備等計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2　経済産業大臣は、認定一般送配電事業者が当該認定に係る基幹送変電設備整備等計画（前項の規定による変更の認定があつ

（新設）

たときは、その変更後のもの）に従つて基幹送変電設備の整備又は更新を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。	
3　経済産業大臣は、前項に規定する基幹送変電設備整備等計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定一般送配電事業者に対して当該基幹送変電設備整備等計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。	
4　前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定に準用する。	
第三節　送電事業	第三節　送電事業
第二十七条の四～第二十七条の七　（略）	第二十七条の四～第二十七条の七　（略）
（事業の開始の義務） 第二十七条の七の二　送電事業者は、事業の許可を受けた日から二十年以内において経済産業大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。 2～4　（略）	（事業の開始の義務） 第二十七条の七の二　送電事業者は、事業の許可を受けた日から十年以内において経済産業大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。 2～4　（略）
第二十七条の七の三～第二十七条の十一の六　（略）	第二十七条の七の三～第二十七条の十一の六　（略）
（基幹送変電設備整備等計画の認定等） 第二十七条の十一の七　基幹送変電設備の整備又は更新を実施しようとする送電事業者は、第二十七条の三の二第二項各号に掲	（新設）

げる事項を記載した基幹送変電設備整備等計画を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　第二十七条の三の二第三項の規定は前項の認定及び送電事業者に、第二十七条の三の三第一項の規定は当該認定及び当該認定を受けた送電事業者（以下この条及び第二十八条の四十第一項第九号において「認定送電事業者」という。）に、第二十七条の三の三第二項及び第三項の規定は認定送電事業者及び当該認定に係る基幹送変電設備整備等計画（この項において準用する同条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に、それぞれ準用する。

3　第二十七条の三の二第三項の規定は、前項において準用する第二十七条の三の三第一項の規定による変更の認定及び認定送電事業者に準用する。

第二十七条の十二　（略）

第五節　発電事業

第二十七条の二十七・第二十七条の二十八　（略）

（大規模発電事業者の大規模発電等用電気工作物の使用の休止又は廃止に関する協議等）

第二十七条の二十八の二　発電事業者であつてその事業の用に供する発電等用電気工作物の出力の合計が十万キロワット以上の範囲内において経済産業省令で定める出力以上である者（第二

第二十七条の十二　（略）

第五節　発電事業

第二十七条の二十七・第二十七条の二十八　（略）

（新設）

十七条の二十九の七第一項において「大規模発電事業者」という。）は、経済産業省令で定める出力以上の出力の発電等用電気工作物（以下この項において「大規模発電等用電気工作物」という。）の使用を休止し、又はこれを廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その休止又は廃止の日前の経済産業省令で定める日までに、その電気の供給を受ける一般送配電事業者又は配電事業者と、大規模発電等用電気工作物の使用の休止又は廃止の期日その他の一般送配電事業又は配電事業における電気の供給に影響を及ぼす大規模発電等用電気工作物の使用の休止又は廃止に関する事項として経済産業省令で定めるものについて協議をしなければならない。

2　前項の協議を求められた一般送配電事業者又は配電事業者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第二十七条の二十九～第二十七条の二十九の六　（略）

（発電等用電気工作物整備等計画の認定）

第二十七条の二十九の七　発電等用電気工作物であつてその出力（二以上の発電等用電気工作物にあつては、その出力の合計）が経済産業省令で定める出力以上のものの整備又は更新を実施しようとする大規模発電事業者は、その整備又は更新に関する計画（以下「発電等用電気工作物整備等計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　発電等用電気工作物整備等計画には、次に掲げる事項を記載

第二十七条の二十九～第二十七条の二十九の六　（略）

（新設）

しなければならない。

一　整備又は更新を実施しようとする発電等用電気工作物の設置の場所、その規模その他当該発電等用電気工作物に関する事項

二　発電等用電気工作物の整備又は更新の実施期間

三　発電等用電気工作物の整備又は更新の実施体制

四　発電等用電気工作物の整備又は更新の実施に必要な資金の額、調達方法及び負担の方法

五　発電等用電気工作物の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果

六　前各号に掲げるもののほか、発電等用電気工作物の整備又は更新の実施に関し必要な事項

3　経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る発電等用電気工作物整備等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　発電等用電気工作物整備等計画に基づき整備又は更新を実施しようとする発電等用電気工作物が、基幹送変電設備その他の電気工作物の設置及び運用の状況に照らして、継続的に、かつ、安定的に電気を供給することができるものであることその他の経済産業省令で定める要件に適合するものであること。

二　発電等用電気工作物整備等計画の実施期間、実施体制その他の事項が当該発電等用電気工作物整備等計画を確実に遂行するために適切なものであること。

（認定発電等用電気工作物整備等計画の変更等）

第二十七条の二十九の八　前条第一項の認定を受けた者（以下この条及び第二十八条の四十第一項第十号において「認定大規模発電事業者」という。）は、当該認定に係る発電等用電気工作物整備等計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2　経済産業大臣は、認定大規模発電事業者が当該認定に係る発電等用電気工作物整備等計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項及び第二十八条の四十第一項第十号において「認定発電等用電気工作物整備等計画」という。）に従つて発電等用電気工作物の整備又は更新を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　経済産業大臣は、認定発電等用電気工作物整備等計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定大規模発電事業者に対して当該認定発電等用電気工作物整備等計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4　前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定に準用する。

第七節　広域的運営

第三款　広域的運営推進機関

（新設）

第七節　広域的運営

第三款　広域的運営推進機関

第二目　会員	第二目　会員
第二十八条の十・第二十八条の十一　（略）	第二十八条の十・第二十八条の十一　（略）
（脱退等） 第二十八条の十二　小売電気事業者である会員にあつては第二条の九第一項又は第二項の規定による第二条の二の登録の取消しにより、一般送配電事業者である会員にあつては第十五条第一項又は第二項の規定による第三条の許可の取消しにより、送電事業者である会員にあつては第二十七条の八第一項から第三項までの規定による第二十七条の四の許可の取消しにより、配電事業者である会員にあつては第二十七条の十二の八第一項から第三項までの規定による第二十七条の十二の二の許可の取消しにより、当然、推進機関を脱退する。 2　会員は、推進機関を脱退することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一　第二条の九第一項又は第二項の規定により第二条の二の登録が取り消された場合 二～十二　（略） 3　（略）	（脱退等） 第二十八条の十二　小売電気事業者である会員にあつては第二条の九第一項の規定による第二条の二の登録の取消しにより、一般送配電事業者である会員にあつては第十五条第一項又は第二項の規定による第三条の許可の取消しにより、送電事業者である会員にあつては第二十七条の八第一項から第三項までの規定による第二十七条の四の許可の取消しにより、配電事業者である会員にあつては第二十七条の十二の八第一項から第三項までの規定による第二十七条の十二の二の許可の取消しにより、当然、推進機関を脱退する。 2　会員は、推進機関を脱退することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一　第二条の九第一項の規定により第二条の二の登録が取り消された場合 二～十二　（略） 3　（略）
第六目　業務	第六目　業務
第二十八条の四十　推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一～五　（略）	第二十八条の四十　推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一～五　（略）

五の二　電気事業の広域的運営を推進するために特に必要な電線路その他の変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。	五の二　第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。
五の三　第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。	五の三　第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。
五の四　前二号に掲げる業務（第二十八条の四十八第一項及び第二十八条の五十六の二において「広域系統整備交付金交付等業務」という。）を実施するため、同項に規定する広域系統整備計画を策定すること。	五の四　前二号に掲げる業務（第二十八条の四十八第一項、第二十八条の五十四第一号及び第九十九条の八において「広域系統整備交付金交付等業務」という。）を実施するため、同項に規定する広域系統整備計画を策定すること。
六～八　（略）	六～八　（略）
九　認定一般送配電事業者又は認定送電事業者に対し、第二十七条の三の三第二項（第二十七条の十一の七第二項において準用する場合を含む。）に規定する基幹送変電設備整備等計画に基づく基幹送変電設備の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。	（新設）
十　認定大規模発電事業者に対し、認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。	（新設）
十一～十四　（略）	八の二～十　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
第二十八条の四十一～第二十八条の五十　（略）	第二十八条の四十一～第二十八条の五十　（略）

（推進機関が貸付けを行うに当たつて従うべき基準）

第二十八条の五十の二　経済産業大臣は、第二十八条の四十第一項第九号の規定による貸付けの内容を決定するに当たつて推進機関が従うべき基準を定めるものとする。

2　経済産業大臣は、前項の規定により同項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴くものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

（貸付けの決定）

第二十八条の五十の三　推進機関は、第二十八条の四十第一項第九号の規定による貸付けを行おうとするときは、前条第一項の基準に従つて、その内容を決定しなければならない。

2　推進機関は、第二十八条の四十第一項第九号の規定による貸付けを行うかどうかを決定するときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

（準用）

第二十八条の五十の四　前二条の規定は、第二十八条の四十第一項第十号の規定による貸付けに準用する。

第七目　財務及び会計

第二十八条の五十一～第二十八条の五十三　（略）

（新設）

（新設）

第七目　財務及び会計

第二十八条の五十一～第二十八条の五十三　（略）

（区分経理）

第二十八条の五十四　推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

（削る）

一　第二十八条の四十第一項第十一号に掲げる業務

二　第二十八条の四十第一項第十二号に掲げる業務

三～五　（略）

第二十八条の五十五　（略）

（政府保証）

第二十八条の五十六　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、推進機関の前条第一項の借入れ又は機関債に係る債務（第二十八条の四十第一項第五号又は第十一号に掲げる業務に係るものに限る。）の保証をすることができる。

（広域系統整備交付金交付等業務等に係る財源措置）

第二十八条の五十六の二　政府は、予算の範囲内において、推進機関に対し、広域系統整備交付金交付等業務並びに第二十八条の四十第一項第九号及び第十号に掲げる業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

第二十八条の五十七・第二十八条の五十八　（略）

（区分経理）

第二十八条の五十四　推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

一　広域系統整備交付金交付等業務

二　第二十八条の四十第一項第八号の二に掲げる業務

三　第二十八条の四十第一項第八号の三に掲げる業務

四～六　（略）

第二十八条の五十五　（略）

（政府保証）

第二十八条の五十六　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、推進機関の前条第一項の借入れ又は機関債に係る債務（第二十八条の四十第一項第五号又は第八号の二に掲げる業務に係るものに限る。）の保証をすることができる。

（新設）

第二十八条の五十七・第二十八条の五十八　（略）

第三章　電気工作物

第二節　事業用電気工作物

第一款　技術基準への適合

第三十九条・第四十条　（略）

（事業用電気工作物の製造事業者等の責務）

第四十条の二　事業用電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この条、第百六条第六項、第百七条第四項及び第十六項並びに第百七条の二第一項において同じ。）を設置する者が、当該事業用電気工作物を第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準（同条第二項第一号に係る部分のうち経済産業省令で定める部分に限る。）に適合するようにするため必要な措置を講じようとするときは、当該事業用電気工作物の製造、販売（自ら輸入したものの販売に限る。第百七条の二第一項において同じ。）又は工事を行つた事業者（当該事業用電気工作物を設置する者を除く。以下「製造事業者等」という。）は、当該事業用電気工作物を設置する者の求めに応じ、その措置の実施に協力するよう努めなければならない。

2　経済産業大臣は、事業用電気工作物を設置する者に対し前条の規定による命令又は処分（前項に規定する技術基準に係るものに限る。）をした場合において、その設置する者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に当該事業用電気工作物の製

第三章　電気工作物

第二節　事業用電気工作物

第一款　技術基準への適合

第三十九条・第四十条　（略）

（新設）

造事業者等が協力せず、当該措置の実施に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該製造事業者等に対し、当該措置の実施に協力するよう勧告することができる。

3　経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、事業用電気工作物の製造事業者等が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第四十一条　（略）

第四款　工事計画及び検査

第四十七条・第四十八条　（略）

（技術基準の適合性確認）

第四十八条の二　事業用電気工作物であつて荷重及び外力に対して安全な構造が特に必要なものとして経済産業省令で定めるもの（以下「特殊電気工作物」という。）について、前条第一項の規定による届出をする者及びその設置又は変更の工事（第四十七条第一項及び前条第一項の主務省令で定めるものを除く。）であつて主務省令で定めるものをしようとする者（第三項及び第四項において「届出者等」という。）は、当該特殊電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合するものであることについて、経済産業大臣の登録を受けた者の確認（以下「適合性確認」という。）を受けなければならない。

第四十一条　（略）

第四款　工事計画及び検査

第四十七条・第四十八条　（略）

（技術基準の適合性確認）

第四十八条の二　事業用電気工作物であつて荷重及び外力に対して安全な構造が特に必要なものとして経済産業省令で定めるもの（以下「特殊電気工作物」という。）について、前条第一項の規定による届出をする者は、当該特殊電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合するものであることについて、経済産業大臣の登録を受けた者の確認（以下「適合性確認」という。）を受けなければならない。

2　（略）	2　（略）
3　届出者等は、経済産業省令で定めるところにより、前項の証明書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第八十条第一項の規定により経済産業大臣が自ら行う特殊電気工作物の適合性確認により、当該特殊電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していることの確認を受けたときは、この限りでない。	（新設）
4　届出者等が、当該特殊電気工作物が荷重及び外力に対して安全な構造を有するものとして経済産業大臣の指定するものに該当するものであることを証する書類を経済産業省令で定めるところにより提出した場合には、第一項及び前項本文の規定は、適用しない。	（新設）
第四十九条～第五十五条　（略）	第四十九条～第五十五条　（略）
第五章　電力・ガス取引監視等委員会	第五章　電力・ガス取引監視等委員会
第六十六条の二～第六十六条の十　（略）	第六十六条の二～第六十六条の十　（略）
（委員会の意見の聴取） 第六十六条の十一　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。 一　（略） 二　第二条の九第一項若しくは第二項又は第二十七条の二十一第一項の規定による登録の取消しをしようとするとき。 三　第二条の十七第一項（第二十七条の三十二において準用す	（委員会の意見の聴取） 第六十六条の十一　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。 一　（略） 二　第二条の九第一項又は第二十七条の二十一第一項の規定による登録の取消しをしようとするとき。 三　第二条の十七第一項（第二十七条の三十二において準用す

る場合を含む。）、第二条の十七第二項（第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。）、第二条の十七第三項（第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。）、第九条第五項（第十三条第二項（第二十七条の十二及び第二十七条の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十二及び第二十七条の十三において準用する場合を含む。）、第十七条の三第一項、第十八条第六項若しくは第十一項、第十九条第一項、第二十条第三項若しくは第二十一条第三項、第二十二条の三第三項、第二十三条第六項、第二十三条の二第二項若しくは第二十三条の三第二項（これらの規定を第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項（第二十七条の十二、第二十七条の十二の十三、第二十七条の二十六第一項及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十七条の三（第二十七条の十二、第二十七条の十二の十三及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第三項若しくは第四項、第二十七条の十一の三第三項、第二十七条の十一の四第五項、第二十七条の十一の五第二項、第二十七条の十一の六第二項、第二十七条の十二の十一第三項、第二十七条の十二の十二第四項、第二十七条の十三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十八条の四十六第三項、第二十八条の四十八第四項、第二十八条の五十九、第二十九条第六項若しくは第三十七条の十一、第九十九条第二項若しくは第九十九条の十三（これらの規定を第九十九条の

る場合を含む。）、第二条の十七第二項（第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。）、第二条の十七第三項（第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。）、第九条第五項（第十三条第二項（第二十七条の十二及び第二十七条の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十二及び第二十七条の十三において準用する場合を含む。）、第十七条の三第一項、第十八条第六項若しくは第十一項、第十九条第一項、第二十条第三項若しくは第二十一条第三項、第二十二条の三第三項、第二十三条第六項、第二十三条の二第二項若しくは第二十三条の三第二項（これらの規定を第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項（第二十七条の十二、第二十七条の十二の十三、第二十七条の二十六第一項及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十七条の三（第二十七条の十二、第二十七条の十二の十三及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第三項若しくは第四項、第二十七条の十一の三第三項、第二十七条の十一の四第五項、第二十七条の十一の五第二項、第二十七条の十一の六第二項、第二十七条の十二の十一第三項、第二十七条の十二の十二第四項、第二十七条の十三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十八条の四十六第三項、第二十八条の四十八第四項、第二十八条の五十九、第二十九条第六項、第三十七条の十一、第九十九条第二項、第九十九条の十三、第九十九条の十四又は第百三条の二第三項

十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）、第九十九条の十四、第九十九条の十八、第九十九条の二十二又は第百三条の二第三項の規定による命令をしようとするとき。

四　第三条、第八条第一項、第十四条第一項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の四、第二十七条の七の三第一項、第二十七条の十二の二、第二十七条の十二の七第一項、第二十七条の三十三第一項又は第九十九条の九第一項（第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）の規定による許可をしようとするとき。

五　第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十二条の二第一項ただし書（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の五十二、第二十八条の五十五第一項若しくは第六項又は第九十九条第一項若しくは第九十九条の七第一項（これらの規定を第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）の認可をしようとするとき。

六～九　（略）

の規定による命令をしようとするとき。

四　第三条、第八条第一項、第十四条第一項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の四、第二十七条の七の三第一項、第二十七条の十二の二、第二十七条の十二の七第一項、第二十七条の三十三第一項又は第九十九条の九第一項の規定による許可をしようとするとき。

五　第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十二条の二第一項ただし書（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の五十二、第二十八条の五十五第一項若しくは第六項、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可をしようとするとき。

六～九　（略）

十　第二十条の二第一項、第九十七条第一項、第九十九条の十五又は第九十九条の十九の規定による指定をしようとするとき。

十一～十五　（略）

十六　第九十九条の十四、第九十九条の十八又は第九十九条の二十二の規定による指定の取消しをしようとするとき。

2　（略）

第六十六条の十二～第六十六条の十七　（略）

第六章　登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節　登録適合性確認機関

第六十七条・第六十八条　（略）

（登録の基準）

第六十九条　経済産業大臣は、第六十七条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一　（略）

二　特殊電気工作物（次号に規定するものを除く。）の適合性確認にあつては、次のいずれかに該当する者が当該適合性確

十　第二十条の二第一項又は第九十七条第一項の規定による指定をしようとするとき。

十一～十五　（略）

十六　第九十九条の十四の規定による指定の取消しをしようとするとき。

2　（略）

第六十六条の十二～第六十六条の十七　（略）

第六章　登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節　登録適合性確認機関

第六十七条・第六十八条　（略）

（登録の基準）

第六十九条　経済産業大臣は、第六十七条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一　（略）

二　次のいずれかに該当する者が適合性確認を実施し、その人数が二名以上であること。

認を実施し、その人数が二名以上であること。

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。次号イにおいて同じ。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において電気工学、土木工学、機械工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は適合性確認に関する実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

ロ　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号ロにおいて同じ。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において電気工学、土木工学、機械工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は適合性確認に関する実務に通算して四年以上従事した経験を有するもの

ハ　（略）

三　特殊電気工作物のうち適合性確認において荷重及び外力に対する構造耐力に係る性能のみの評価を必要とするものとして経済産業省令で定めるものの適合性確認にあつては、前号イからハまでのいずれかに該当する者又は次のいずれかに該当する者が当該適合性確認を実施し、その人数が二名以上であること。

イ　学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において電気工学、土木工学、機械工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は適合性確認に関する実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

ロ　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において電気工学、土木工学、機械工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は適合性確認に関する実務に通算して四年以上従事した経験を有するもの

ハ　（略）

（新設）

いて土木工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、建築物その他の構築物の設計に関する実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

ロ　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において土木工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、建築物その他の構築物の設計に関する実務に通算して四年以上従事した経験を有するもの

ハ　建築物その他の構築物の設計に関する実務に通算して六年以上従事した経験を有する者

四　（略）

2　（略）

第七十条　（略）

（適合性確認の義務）

第七十一条　（略）

2　（略）

3　登録適合性確認機関は、第六十九条第一項第二号に規定する特殊電気工作物の適合性確認を行うときは同号に規定する者に、同項第三号に規定する特殊電気工作物の適合性確認を行うときは同号に規定する者に、当該適合性確認を実施させなければならない。

三　（略）

2　（略）

第七十条　（略）

（適合性確認の義務）

第七十一条　（略）

2　（略）

3　登録適合性確認機関は、適合性確認を行うときは、第六十九条第一項第二号に規定する者に適合性確認を実施させなければならない。

第七十二条～第八十条　（略）

第二節　登録安全管理審査機関

第八十条の二～第八十条の五　（略）

（準用）

第八十条の六　第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条の規定は、登録安全管理審査機関に準用する。この場合において、第六十八条第二号及び第八十条第一項中「第七十八条」とあるのは「第八十条の五」と、第七十条第二項中「前三条の規定」とあるのは「第八十条の二及び第八十条の三の規定並びに第八十条の六において準用する第六十八条の規定」と、第七十一条の見出し及び第八十条第二項中「適合性確認」とあるのは「安全管理審査」と、第七十一条第一項及び第二項並びに第七十七条中「適合性確認を」とあるのは「安全管理審査を」と、第七十一条第三項中「第六十九条第一項第二号に規定する特殊電気工作物の適合性確認を行うときは同号に規定する特殊電気工作物の適合性確認を行うときは同号」とあるのは「安全管理審査を行うときは、第八十条の三第一項第一号」と、「、当該適合性確認」とあるのは「安全管理審査」と、第七十二条中「第六十九条第二項第二号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「その名称又は安全管理審査を行う事業所の所在地」と、第七十四条、第七十七条、第七十九条第一項及び第八十条第一項中「適合性確認の」とあるのは「安全管

第七十二条～第八十条　（略）

第二節　登録安全管理審査機関

第八十条の二～第八十条の五　（略）

（準用）

第八十条の六　第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条の規定は、登録安全管理審査機関に準用する。この場合において、第六十八条第二号及び第八十条第一項中「第七十八条」とあるのは「第八十条の五」と、第七十条第二項中「前三条の規定」とあるのは「第八十条の二及び第八十条の三の規定並びに第八十条の六において準用する第六十八条の規定」と、第七十一条の見出し及び第八十条第二項中「適合性確認」とあるのは「安全管理審査」と、第七十一条及び第七十七条中「適合性確認を」とあるのは「安全管理審査を」と、第七十一条第三項中「第六十九条第一項第二号」とあるのは「第八十条の三第一項第一号」と、第七十二条中「第六十九条第二項第二号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「その名称又は安全管理審査を行う事業所の所在地」と、第七十四条、第七十七条、第七十九条第一項及び第八十条第一項中「適合性確認の」とあるのは「安全管理審査の」と、第七十五条第二項中「特殊電気工作物設置者」とあるのは「使用前自主検査又は定期自主検査を行う電気工作物を設置する者」と、第七十六条中「第六十九条第一項各号」とあるのは「第八十条の三第一項各号」と、第八十条の見出し

理審査の」と、第七十五条第二項中「特殊電気工作物設置者」とあるのは「使用前自主検査又は定期自主検査を行う電気工作物を設置する者」と、第七十六条中「第六十九条第一項各号」とあるのは「第八十条の三第一項各号」と、第八十条の見出し中「適合性確認業務」とあるのは「安全管理審査業務」と読み替えるものとする。

第七章　卸電力取引所

第一節　短期卸電力取引所

（指定）

第九十七条　経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「翌日市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、短期卸電力取引所として指定することができる。

一　職員、翌日市場開設業務の実施の方法その他の事項についての翌日市場開設業務の実施に関する計画が、翌日市場開設業務の適確な実施のために適切なものであること。

二　前号の翌日市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

中「適合性確認業務」とあるのは「安全管理審査業務」と読み替えるものとする。

第七章　卸電力取引所

（新設）

（指定）

第九十七条　経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、卸電力取引所として指定することができる。

一　職員、市場開設業務の実施の方法その他の事項についての市場開設業務の実施に関する計画が、市場開設業務の適確な実施のために適切なものであること。

二　前号の市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　役員又は職員の構成が、翌日市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　翌日市場開設業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつて翌日市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五・六　（略）

2　短期卸電力取引所は、その名称若しくは住所又は翌日市場開設業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（業務）

第九十八条　短期卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　翌日市場（電気事業者が翌日に受け渡される経済産業省令で定める時間を単位とする電力の売買取引を行うための市場をいう。以下同じ。）を開設すること。

二　前号に掲げるもののほか、翌日市場開設業務の実施に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）で定める第九十九条の十六第一号に規定する中長期市場及び第九十九条の二十第一号に規定する需給調整市場以外の卸電力取引市場（電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場をいう。第九十九条の二、第九十九条の十六第二号及び第九十九条の二十第二号において同じ。）を開設すること。

三　役員又は職員の構成が、市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　市場開設業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつて市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五・六　（略）

2　卸電力取引所は、その名称若しくは住所又は市場開設業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（業務）

第九十八条　卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

（新設）

一　電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場（次項及び第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。）を開設すること。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四　前三号に掲げるもののほか、短期卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（削る）

2　短期卸電力取引所は、翌日市場における地域間の売買取引に係る電力の量が、当該地域間を電気的に接続する電線路の容量を超えるときは、業務規程で定めるところにより、地域ごとに取引価格を算定するものとする。

（業務規程の認可）

第九十九条　短期卸電力取引所は、翌日市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、業務規程を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が翌日市場開設業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3　（略）

（売買取引を行うことができる者）

第九十九条の二　短期卸電力取引所が開設する卸電力取引市場に

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三　前二号に掲げるもののほか、卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2　卸電力取引所は、前項第一号に掲げる業務として、翌日に受け渡される経済産業省令で定める時間を単位とする電力の売買取引を行うための市場（次項、第九十九条の四第二項及び第九十九条の八において「翌日市場」という。）その他市場開設業務の実施に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）で定める卸電力取引市場を開設するものとする。

3　卸電力取引所は、翌日市場における地域間の売買取引に係る電力の量が、当該地域間を電気的に接続する電線路の容量を超えるときは、業務規程で定めるところにより、地域ごとに取引価格を算定するものとする。

（業務規程の認可）

第九十九条　卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、業務規程を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3　（略）

（売買取引を行うことができる者）

第九十九条の二　卸電力取引市場における電力の売買取引（以下

おける電力の売買取引（以下この節において単に「売買取引」という。）を行うことができる者は、電気事業者その他これに準ずる者であつて電力の卸取引の業務を適確に遂行するに足りる資力信用を有するものとして業務規程で定める者とする。

（売買取引）

第九十九条の三　（略）

2　短期卸電力取引所は、売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、業務規程で定めるところにより、売買取引を行う者に対し、売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置を講ずることができる。

3　短期卸電力取引所は、前項に規定する措置を講じたときは、速やかに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

（取引の決済）

第九十九条の四　売買取引の決済は、短期卸電力取引所を経て行う方法その他業務規程で定める方法によらなければならない。

2　翌日市場における電力の売買取引の決済は、短期卸電力取引所を経て行う方法によるものとする。

（売買取引数量等の公表）

第九十九条の五　短期卸電力取引所は、経済産業省令で定めるところにより、売買取引の数量及び価格その他経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。

この章において単に「売買取引」という。）を行うことができる者は、電気事業者その他これに準ずる者であつて電力の卸取引の業務を適確に遂行するに足りる資力信用を有するものとして業務規程で定める者とする。

（売買取引）

第九十九条の三　（略）

2　卸電力取引所は、売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、業務規程で定めるところにより、売買取引を行う者に対し、売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置を講ずることができる。

3　卸電力取引所は、前項に規定する措置を講じたときは、速やかに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

（取引の決済）

第九十九条の四　売買取引の決済は、卸電力取引所を経て行う方法その他業務規程で定める方法によらなければならない。

2　翌日市場における電力の売買取引の決済は、卸電力取引所を経て行う方法によるものとする。

（売買取引数量等の公表）

第九十九条の五　卸電力取引所は、経済産業省令で定めるところにより、売買取引の数量及び価格その他経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第九十九条の六　短期卸電力取引所は、翌日市場開設業務の運営に関し、売買取引を行う者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

（事業計画等）

第九十九条の七　短期卸電力取引所は、毎事業年度開始前に（第九十七条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　短期卸電力取引所は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

（地域間売買取引の決済に係る利益の納付）

第九十九条の八　短期卸電力取引所は、政令で定めるところにより、翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額を、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に納付するものとする。

（業務の休廃止等）

第九十九条の九　短期卸電力取引所は、経済産業大臣の許可を受けなければ、翌日市場開設業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（差別的取扱いの禁止）

第九十九条の六　卸電力取引所は、市場開設業務の運営に関し、売買取引を行う者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

（事業計画等）

第九十九条の七　卸電力取引所は、毎事業年度開始前に（第九十七条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　卸電力取引所は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

（地域間売買取引の決済に係る利益の納付）

第九十九条の八　卸電力取引所は、推進機関が行う広域系統整備交付金交付等業務に要する費用に充てるため、推進機関に対し、経済産業省令で定めるところにより、翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額を納付するものとする。

（業務の休廃止等）

第九十九条の九　卸電力取引所は、経済産業大臣の許可を受けなければ、市場開設業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2　経済産業大臣が前項の規定により翌日市場開設業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

（役員の選任及び解任）

第九十九条の十　短期卸電力取引所の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（解任命令）

第九十九条の十一　経済産業大臣は、短期卸電力取引所の役員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その短期卸電力取引所に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（秘密保持義務）

第九十九条の十二　短期卸電力取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、翌日市場開設業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（監督命令）

第九十九条の十三　経済産業大臣は、翌日市場開設業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、短期卸電力取引所に対し、翌日市場開設業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

2　経済産業大臣が前項の規定により市場開設業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

（役員の選任及び解任）

第九十九条の十　卸電力取引所の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（解任命令）

第九十九条の十一　経済産業大臣は、卸電力取引所の役員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その卸電力取引所に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（秘密保持義務）

第九十九条の十二　卸電力取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、市場開設業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（監督命令）

第九十九条の十三　経済産業大臣は、市場開設業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、卸電力取引所に対し、市場開設業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第九十九条の十四　経済産業大臣は、短期卸電力取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて翌日市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～三　（略）

四　第九十九条第一項の認可を受けた業務規程によらないで翌日市場開設業務を行つたとき。

五・六　（略）

第二節　中長期卸電力取引所

（指定）

第九十九条の十五　経済産業大臣は、第九十七条第一項に規定する法人であつて、次条に規定する業務（以下「中長期市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、中長期卸電力取引所として指定することができる。

一　職員、中長期市場開設業務の実施の方法その他の事項についての中長期市場開設業務の実施に関する計画が、中長期市場開設業務の適確な実施のために適切なものであること。

二　前号の中長期市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　役員又は職員の構成が、中長期市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　中長期市場開設業務以外の業務を行う場合には、その業務

第九十九条の十四　経済産業大臣は、卸電力取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～三　（略）

四　第九十九条第一項の認可を受けた業務規程によらないで市場開設業務を行つたとき。

五・六　（略）

（新設）

（新設）

を行うことによつて中長期市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五　第九十九条の十八の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

六　役員のうちに第九十七条第一項第六号イ又はロのいずれかに該当する者がないこと。

（業務）

第九十九条の十六　中長期卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　中長期市場（電気事業者が翌々日以降の一定の期間にわたつて受け渡される経済産業省令で定める時間を単位とする電力の売買取引を行うための市場をいう。第九十九条の二十第二号において同じ。）を開設すること。

二　前号に掲げるもののほか、中長期市場開設業務の実施に関する規程（次条及び第九十九条の十八第四号において「業務規程」という。）で定める翌日市場及び第九十九条の二十第一号に規定する需給調整市場以外の卸電力取引市場を開設すること。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四　前三号に掲げるもののほか、中長期卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（準用）

第九十九条の十七　第九十七条第二項、第九十九条から第九十九条の七まで（第九十九条の四第二項を除く。）及び第九十九条

（新設）

（新設）

の九から第九十九条の十三までの規定は、中長期卸電力取引所、中長期市場開設業務及び業務規程に準用する。この場合において、第九十九条の七第一項中「第九十七条第一項」とあるのは、「第九十九条の十五」と読み替えるものとする。

（指定の取消し等）

第九十九条の十八　経済産業大臣は、中長期卸電力取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて中長期市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第九十九条の十五第一号から第四号までに掲げる基準に適合していないと認めるとき。

二　第九十九条の十五第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

三　前条において準用する第九十七条第二項、第九十九条第一項、第九十九条の三第三項、第九十九条の五から第九十九条の七まで又は第九十九条の九第一項の規定に違反したとき。

四　前条において準用する第九十九条第一項の認可を受けた業務規程によらないで中長期市場開設業務を行つたとき。

五　前条において準用する第九十九条第二項、第九十九条の十一又は第九十九条の十三の規定による命令に違反したとき。

六　不正の手段により第九十九条の十五の指定を受けたとき。

（新設）

第三節　需給調整卸電力取引所

（指定）

（新設）

第九十九条の十九　経済産業大臣は、第九十七条第一項に規定する法人であつて、次条に規定する業務（以下「需給調整市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、需給調整卸電力取引所として指定することができる。

一　職員、需給調整市場開設業務の実施の方法その他の事項についての需給調整市場開設業務の実施に関する計画が、需給調整市場開設業務の適確な実施のために適切なものであること。

二　前号の需給調整市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　役員又は職員の構成が、需給調整市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　需給調整市場開設業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつて需給調整市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五　第九十九条の二十二の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

六　役員のうちに第九十七条第一項第六号イ又はロのいずれかに該当する者がないこと。

（業務）

第九十九条の二十　需給調整卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　需給調整市場（一般送配電事業者又は配電事業者がその供

（新設）

（新設）

給区域における需給の状況の変動に応じて電気を供給するため当該需給の状況の変動に応じて受け渡される経済産業省令で定める時間を単位とする電力の最大量の売買取引を行うための市場をいう。）を開設すること。

二　前号に掲げるもののほか、需給調整市場開設業務の実施に関する規程（次条及び第九十九条の二十二第四号において「業務規程」という。）で定める翌日市場及び中長期市場以外の卸電力取引市場を開設すること。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四　前三号に掲げるもののほか、需給調整卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（準用）

第九十九条の二十一　第九十七条第二項、第九十九条から第九十九条の七まで（第九十九条の四第二項を除く。）及び第九十九条の九から第九十九条の十三までの規定は、需給調整卸電力取引所、需給調整市場開設業務及び業務規程に準用する。この場合において、第九十九条の七第一項中「第九十七条第一項」とあるのは、「第九十九条の十九」と読み替えるものとする。

（新設）

（指定の取消し等）

第九十九条の二十二　経済産業大臣は、需給調整卸電力取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて需給調整市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第九十九条の十九第一号から第四号までに掲げる基準に適

（新設）

合していないと認めるとき。

二　第九十九条の十九第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

三　前条において準用する第九十七条第二項、第九十九条第一項、第九十九条の三第三項、第九十九条の五から第九十九条の七まで又は第九十九条の九第一項の規定に違反したとき。

四　前条において準用する第九十九条第一項の認可を受けた業務規程によらないで需給調整市場開設業務を行つたとき。

五　前条において準用する第九十九条第二項、第九十九条の十一又は第九十九条の十三の規定による命令に違反したとき。

六　不正の手段により第九十九条の十九の指定を受けたとき。

第八章　雑則

第百条～第百五条の二　（略）

（報告の徴収）

第百六条　（略）

2～5　（略）

6　経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、事業用電気工作物の製造事業者等、自家用電気工作物を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者又は登録調査機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

7～11　（略）

第八章　雑則

第百条～第百五条の二　（略）

（報告の徴収）

第百六条　（略）

2～5　（略）

6　経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用電気工作物を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者又は登録調査機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

7～11　（略）

12　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関又は短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所若しくは需給調整卸電力取引所に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

13　（略）

（立入検査）

第百七条　（略）

2・3　（略）

4　経済産業大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業用電気工作物の製造事業者等、自家用電気工作物を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者又はボイラー等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5～8　（略）

9　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関又は短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所若しくは需給調整卸電力取引所の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10～15　（略）

16　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、第四項（事業用電気工作物の製造事業者等のうちその工事を行つた事業

12　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関又は卸電力取引所に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

13　（略）

（立入検査）

第百七条　（略）

2・3　（略）

4　経済産業大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者又はボイラー等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5～8　（略）

9　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関又は卸電力取引所の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10～15　（略）

16　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（次項、次条及び第百二十七条において「機構」という。）に、第四項（ボイラー等の溶接をする者に

者に係る部分及びボイラー等の溶接をする者に係る部分を除く。）又は第五項の規定による立入検査を行わせることができる。

17・18　（略）

（事業用電気工作物の提出）

第百七条の二　経済産業大臣は、前条第四項（事業用電気工作物の製造事業者等のうちその製造又は販売を行つた者に係る部分に限る。）の規定によりその職員に、又は同条第十六項（事業用電気工作物の製造事業者等のうちその製造又は販売を行つた者に係る部分に限る。）の規定により機構に事業用電気工作物の製造又は販売の事業を行つた者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、検査をさせ、又は立入検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は立入検査を行わせることが著しく困難であると認められる事業用電気工作物があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2　国は、前項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3　前項の規定により補償すべき損失は、第一項の規定による命令により通常生ずべき損失とする。

（機構に対する命令）

第百七条の三　経済産業大臣は、第百七条第十六項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることが

係る部分を除く。）又は第五項の規定による立入検査を行わせることができる。

17・18　（略）

（新設）

（機構に対する命令）

第百七条の二　経済産業大臣は、前条第十六項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができ

できる。

（聴聞の特例）

第百八条　（略）

２　第二条の九第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項若しくは第二項、第二十七条の八第一項から第三項まで、第二十七条の九第一項、第二十七条の十二の八第一項から第三項まで、第二十七条の十二の九第一項若しくは第二項、第二十七条の二十一第一項、第二十八条の二十三第六項、第三十七条の十一第二項、第七十八条、第八十条の五、第八十四条の五、第八十七条、第九十五条、第九十九条の十一（第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）、第九十九条の十四、第九十九条の十八又は第九十九条の二十二の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第百九条～第百十二条　（略）

（公示）

第百十二条の二　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　（略）

二　第四十五条第二項、第九十七条第一項、第九十九条の十五又は第九十九条の十九の指定をしたとき。

三　（略）

四　第五十七条の二第二項、第七十二条（第八十条の六におい

る。

（聴聞の特例）

第百八条　（略）

２　第二条の九第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項若しくは第二項、第二十七条の八第一項から第三項まで、第二十七条の九第一項、第二十七条の十二の八第一項から第三項まで、第二十七条の十二の九第一項若しくは第二項、第二十七条の二十一第一項、第二十八条の二十三第六項、第三十七条の十一第二項、第七十八条、第八十条の五、第八十四条の五、第八十七条、第九十五条、第九十九条の十一又は第九十九条の十四の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第百九条～第百十二条　（略）

（公示）

第百十二条の二　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　（略）

二　第四十五条第二項又は第九十七条第一項の指定をしたとき。

三　（略）

四　第五十七条の二第二項、第七十二条（第八十条の六におい

て準用する場合を含む。）、第七十四条（第八十条の六において準用する場合を含む。）、第九十三条又は第九十七条第二項（第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

五～八　（略）

九　第八十四条の二の二又は第九十九条の九第一項（第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）の許可をしたとき。

十～十二　（略）

十三　第九十九条の十四、第九十九条の十八又は第九十九条の二十二の規定により指定を取り消し、又は翌日市場開設業務、中長期市場開設業務若しくは需給調整市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第百十二条の三～第百十三条の二　（略）

（権限の委任）

第百十四条　経済産業大臣は、第百六条第三項及び第八項、同条第十二項（短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所又は需給調整卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十三項並びに第百七条第二項及び第六項、同条第九項（短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所又は需給調整卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）並びに第百六条第四項及び第五項並びに第百七条第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料

て準用する場合を含む。）、第七十四条（第八十条の六において準用する場合を含む。）、第九十三条又は第九十七条第二項の規定による届出があつたとき。

五～八　（略）

九　第八十四条の二の二又は第九十九条の九第一項の許可をしたとき。

十～十二　（略）

十三　第九十九条の十四の規定により指定を取り消し、又は市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第百十二条の三～第百十三条の二　（略）

（権限の委任）

第百十四条　経済産業大臣は、第百六条第三項及び第八項、同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十三項並びに第百七条第二項及び第六項、同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）並びに第百六条第四項及び第五項並びに第百七条第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第百五条、第百六条第九項及び第十項並びに第百七条第七項の規定による権限並びに第百六条第三項及び第八項並びに同条第十二項（短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所又は需給調整卸電力取引所に係るものに限る。）並びに第百七条第二項及び第六項並びに同条第九項（短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所又は需給調整卸電力取引所に係るものに限る。）の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3～6　（略）

第百十四条の二　（略）

第九章　罰則

第百十五条～第百十七条の二　（略）

第百十七条の三　第三十七条の十一第二項、第八十七条第二項、第九十九条の十四、第九十九条の十八又は第九十九条の二十二の規定による情報利用等適正化業務、試験事務、翌日市場開設業務、中長期市場開設業務又は需給調整市場開設業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした認定電気使用者情報利用者等協会、指定試験機関、短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所又は需給調整卸電力取引所の役員又は職員は、一年

2　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第百五条、第百六条第九項及び第十項並びに第百七条第七項の規定による権限並びに第百六条第三項及び第八項並びに同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに第百七条第二項及び第六項並びに同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3～6　（略）

第百十四条の二　（略）

第九章　罰則

第百十五条～第百十七条の二　（略）

第百十七条の三　第三十七条の十一第二項、第八十七条第二項又は第九十九条の十四の規定による情報利用等適正化業務、試験事務又は市場開設業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした認定電気使用者情報利用者等協会、指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第百十七条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第九十九条の十二（第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

第百十七条の五～第百十九条の三　（略）

第百十九条の四　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした認定電気使用者情報利用者等協会、指定試験機関、短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所又は需給調整卸電力取引所の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八十四条の二の二又は第九十九条の九第一項（第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）の許可を受けないで試験事務、翌日市場開設業務、中長期市場開設業務又は需給調整市場開設業務の全部を廃止したとき。

二～五　（略）

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～七　（略）

八　第四十八条第一項若しくは第二項又は第四十八条の二第三

第百十七条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第九十九条の十二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

第百十七条の五～第百十九条の三　（略）

第百十九条の四　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした認定電気使用者情報利用者等協会、指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八十四条の二の二又は第九十九条の九第一項の許可を受けないで試験事務又は市場開設業務の全部を廃止したとき。

二～五　（略）

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～七　（略）

八　第四十八条第一項又は第二項の規定に違反して電気工作物

項の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をしたとき。	の設置又は変更の工事をしたとき。
八の二～十三　（略）	八の二～十三　（略）
十四　第百七条の二第一項の規定による命令に違反したとき。	（新設）
第百二十一条～第百二十六条　（略）	第百二十一条～第百二十六条　（略）
第百二十七条　第百七条の三の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。	第百二十七条　第百七条の二の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
第百二十八条・第百二十九条　（略）	第百二十八条・第百二十九条　（略）

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第十一条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（目的） 第八十五条　（略） ２～４　（略） ５　この節において「電源利用対策」とは、発電用施設（これと密接な関連を有する施設を含む。以下この項において同じ。）の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置（前項及び次項の措置に該当するものを除く。）であって、次に掲げるものをいう。 一　次に掲げる財政上の措置 イ～ハ　（略） ニ　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の五十六の二の規定に基づく広域的運営推進機関に対する補助 ホ　発電用施設の設置又は改造に係る補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。ヘにおいて同じ。）で政令で定めるもの ヘ　（略） 二　（略） 三　前二号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定めるもの（第八十八条第二項第二号リにおいて「電源利用対策に係る附帯事務等に関する措置」という。） ６～８　（略）	（目的） 第八十五条　（略） ２～４　（略） ５　この節において「電源利用対策」とは、発電用施設（これと密接な関連を有する施設を含む。以下この項において同じ。）の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置（前項及び次項の措置に該当するものを除く。）であって、次に掲げるものをいう。 一　次に掲げる財政上の措置 イ～ハ　（略） （新設） ニ　発電用施設の設置又は改造に係る補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。ホにおいて同じ。）で政令で定めるもの ホ　（略） 二　（略） 三　前二号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定めるもの（第八十八条第二項第二号チにおいて「電源利用対策に係る附帯事務等に関する措置」という。） ６～８　（略）

（歳入及び歳出）

第八十八条　（略）

２　電源開発促進勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　歳入

イ～ヘ　（略）

ト　電気事業法第九十九条の八の規定による納付金

チ　（略）

二　歳出

イ～ニ　（略）

ホ　第八十五条第五項第一号ニの補助金

ヘ　第八十五条第五項第一号ホ及びヘの補助金（交付金、委託費その他の給付金を含む。）

ト～カ　（略）

３・４　（略）

（歳入及び歳出）

第八十八条　（略）

２　電源開発促進勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　歳入

イ～ヘ　（略）

（新設）

ト　（略）

二　歳出

イ～ニ　（略）

（新設）

ホ　第八十五条第五項第一号ニ及びホの補助金（交付金、委託費その他の給付金を含む。）

ヘ～ワ　（略）

３・４　（略）

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（供給促進交付金の交付） 第二条の二　経済産業大臣は、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「再生可能エネルギー発電設備の区分等」という。）のうち、これに該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気について、卸電力取引市場（電気事業法第九十七条第一項に規定する短期卸電力取引所が開設する同法第九十八条第一項第二号に規定する卸電力取引市場をいう。以下同じ。）における売買取引又は小売電気事業者（同法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。以下同じ。）若しくは登録特定送配電事業者（同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）への電力の卸取引（以下この章及び第三十二条第四項において「市場取引等」という。）による供給を促進することが適当と認められるもの（以下「交付対象区分等」という。）を定めることができる。 2～7　（略） （再生可能エネルギー電気の供給又は使用の義務） 第十七条　電気事業者は、特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気について、電気についてエネル	（供給促進交付金の交付） 第二条の二　経済産業大臣は、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「再生可能エネルギー発電設備の区分等」という。）のうち、これに該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気について、卸電力取引市場（電気事業法第九十七条に規定する卸電力取引所が開設する同法第九十八条第一項第一号に規定する卸電力取引市場をいう。第二条の四第二項第二号及び第十五条の三第三号において同じ。）における売買取引又は小売電気事業者（同法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。以下同じ。）若しくは登録特定送配電事業者（同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）への電力の卸取引（以下この章及び第三十二条第四項において「市場取引等」という。）による供給を促進することが適当と認められるもの（以下「交付対象区分等」という。）を定めることができる。 2～7　（略） （再生可能エネルギー電気の供給又は使用の義務） 第十七条　電気事業者は、特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気について、電気についてエネル

ギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するための基準として経済産業省令で定める基準に従い、次の各号に掲げる方法のいずれかにより供給し、又は使用しなければならない。

一　卸電力取引市場における売買取引により供給する方法

二　（略）

2　（略）

ギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するための基準として経済産業省令で定める基準に従い、次の各号に掲げる方法のいずれかにより供給し、又は使用しなければならない。

一　卸電力取引市場（電気事業法第九十七条に規定する卸電力取引所が開設する同法第九十八条第一項第一号に規定する卸電力取引市場をいう。次条第三項第一号において同じ。）における売買取引により供給する方法

二　（略）

2　（略）